

報道資料

令和元年8月20日
総務部法務文書課
県政情報係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第220号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第305号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和元年8月19日
- ◎ 実施機関：総務部 人事課
- ◎ 対象行政文書：・奈良県知事が承認した平成29年10月から同年12月までの期間における地方公務員法第55条第1項及び第8項に基づく団体交渉に係る職務専念義務免除願 ・奈良県職員服務規程第8号様式（第8条関係）「職務専念義務免除願」
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 個人の職員番号、氏名、所属
イ 職務専念義務免除期間のうち、時間帯、日数及び時間数
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、地方公務員法第55条第1項及び第8項に基づく登録を受けた職員団体からの交渉（以下「団体交渉」という。）に係る職務専念義務免除を受けようとする実施機関の職員（以下「本件職員」という。）がその勤務する所属の長に提出し、決裁を完了した職務専念義務免除願の写しであり、当該所属の長が、実施機関の職員の任免等を所管する人事課に提出したものである。本件行政文書には、申請日、本件職員が勤務する所属の名称（以下「所属名」という。）、職員番号、氏名、職務専念義務の免除を受ける期間、時間帯、日数、時間数、当該免除を受けようとする理由及び団体交渉を行う相手方の名称が記載されている。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件職員の氏名及び所属名並びに職務専念義務免除を受けた期間のうち、時間帯、日数及び時間数及び本件職員の職員番号が不開示とされていることが認められた。

ア 奈良県職員の氏名及び所属名並びに職務専念義務免除期間のうち時間帯、日数及び時間数について

(ア) 本件職員の氏名

実施機関は、本件職員の氏名について、条例第7条第2号に該当する旨主張しているので、以下検討する。

本件職員の氏名については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、

条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

実施機関の職員の氏名については、当該氏名が職務遂行に係る情報に含まれている場合、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するものと解されている。

この点、職務専念義務は、公務遂行に当たっての基本的な義務であり、職務専念義務が免除されているか否かは公務遂行に関する情報というべきであるが、職務専念義務の免除の事由については、公務とは直接関わりのない医療機関への通院や団体交渉のような職員個人の私事に関する情報であることから、公務遂行に関する情報ではないと考えるのが相当である。

したがって、本件解雇事請求が団体交渉に参加することを理由とした職務専念義務免除願を特定して請求されたものであることから、本件職員の氏名は職務遂行に係る情報に含まれているものとは認められず、同号アに該当しない。

また、同号ただし書イに該当しないことは明らかであり、団体交渉は公務遂行情報であるとは認められないことから、同号ただし書ウにも該当しない。

以上のことから、本件職員の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(イ) 本件職員の所属名

実施機関は、本件職員の所属名について、条例第7条第2号に該当する旨主張しているので、以下検討する。

先に述べたとおり、特定の職員の職務専念義務が免除されているか否かは公務遂行に関する情報と認められる。したがって、仮に出勤簿を開示請求され、当該開示請求の対象となる出勤簿に職務専念義務を免除されている職員が含まれる場合には、当該職員の職務専念義務が免除されている理由を不開示とし、職務専念義務を免除された日及び時間帯については開示することとなる。

ところで、条例第7条第2号本文にいう「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手し得る情報が含まれ、また、何人も行政文書開示請求をすることができることから、行政文書開示請求により入手し得る情報についても、「他の情報」に含まれると解するのが相当である。

そうすると、実施機関の職員の出勤簿を行政文書開示請求等により入手した者にとっては、本件決定において所属名を開示した場合、当該所属名と出勤簿とを照合することにより、本件職員の氏名が明らかになることは否定できない。

以上のことから、本件職員の所属名は、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

先に述べたとおり、本件職員の所属名を開示することにより、本件職員の氏名が明らかになることは否定できない。また、本件開示請求は、団体交渉に参加することを理由とした職務専念義務免除願を特定して請求されたものであることから、本件職員が団体交渉に参加することを理由として職務専念義務を免除したことが明らかになると認められる。

これらのことから、職務専念義務免除の理由が明らかになる本件職員の所属については、同号ウに該当せず、法令等の規定又は慣行として公にされた又は公にすることが予定された情報ではないことから、同号ただし書アにも該当しない。また、同号ただし書イにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件職員の所属は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(ウ) 職務専念義務免除を受けた期間のうち、時間帯、日数及び時間数

実施機関は職務専念義務免除を受けた期間のうち、時間帯、日数及び時間数（以下「職務専念義務免除期間」という。）について、条例第7条第2号に該当する旨主張しているので、以下検討する。

本件開示請求は、団体交渉に参加することを理由とした職務専念義務免除願を特定して請求されたものであり、本件決定において、団体交渉の相手方の所属名は開示している。

また、職務専念義務免除期間は、本件職員が勤務する所属の所在地と団体交渉の相手方の所在地とを往復する時間及び交渉時間の合計であって、本件職員の勤務する所属毎に異なるのが相当である。

そうすると、職務専念義務免除期間を開示することにより、本件職員が勤務する所属が明らかになることは否定できない。

そして、実施機関の職員の出勤簿を行政文書開示請求等により入手した者にとっては、職務専念義務免除期間を開示した場合、それによって明らかとなる本件職員の所属名と出勤簿とを照合することにより、本件職員の氏名が明らかになることは否定できない。

したがって、職務専念義務免除期間については、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

先に述べたとおり、職務専念義務免除期間を開示することにより、本件職員の氏名が明らかになることは否定できない。そうすると、本件開示請求は、団体交渉に参加することを理由とした職務専念義務免除願を特定して請求されたものであることから、職務専念義務免除期間を開示することにより、本件職員が団体交渉に参加することを理由として職務専念義務の免除を受けたことが明らか

かになると認められる。

これらのことから、職務専念義務免除理由が明らかになる職務専念義務免除期間については、公務遂行情報とは認められないことから、職務専念義務免除期間は同号ウに該当せず、法令等の規定により又は慣行として公にされた又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書アにも該当しない。また、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、職務専念義務の免除を受けた期間のうち、時間帯、日数及び時間数は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 奈良県職員の職員番号について

職員番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次にただし書について検討する。

職員番号は単なる電子計算システム上の番号ではなく、人事管理等の必要上、永久に付与されるものであり、かつ、職員の共済組合員証（保険証）の番号と同じ番号で統一されており、これらはともに、県民の要望に応じて公表することが予定されている情報ということができないため、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、職務の遂行に係る情報ということができないため、同号ただし書ウには該当しない。さらに同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

したがって、職員番号は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年	4月19日		
② 決定	平成30年	5月7日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年	5月11日		
④ 諮問	平成30年	6月8日		
⑤ 経過	令和元年	5月31日	第230回審査会	審議
	令和元年	6月26日	第231回審査会	審議
	令和元年	7月29日	第232回審査会	審議